

国外転出される方へ

国外転出をする時に、

1億円以上の有価証券等を所有等している場合は、
所得税の確定申告等の手続が必要となります。

1億円以上の有価証券等を所有等している方が国外に居住する親族等へ有価証券等の贈与等を行う場合も同様に、所得税の確定申告等の手続が必要となりますので、裏面4をご覧ください。

平成27年度税制改正において、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）が創設されたことにより、平成27年7月1日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等（以下「対象資産」といいます。）を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）が課税されます。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の場合は、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（以下「減額措置等」といいます。）を受けることができます。いずれの減額措置等も国外転出までに納税管理人の届出書^(※)を所轄税務署に提出するなどの手続が必須となりますので、ご注意ください。

※ 納税管理人の届出書【<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/h28/08.pdf>】は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。なお、税務署にも用意してあります。

国外転出時課税の対象者

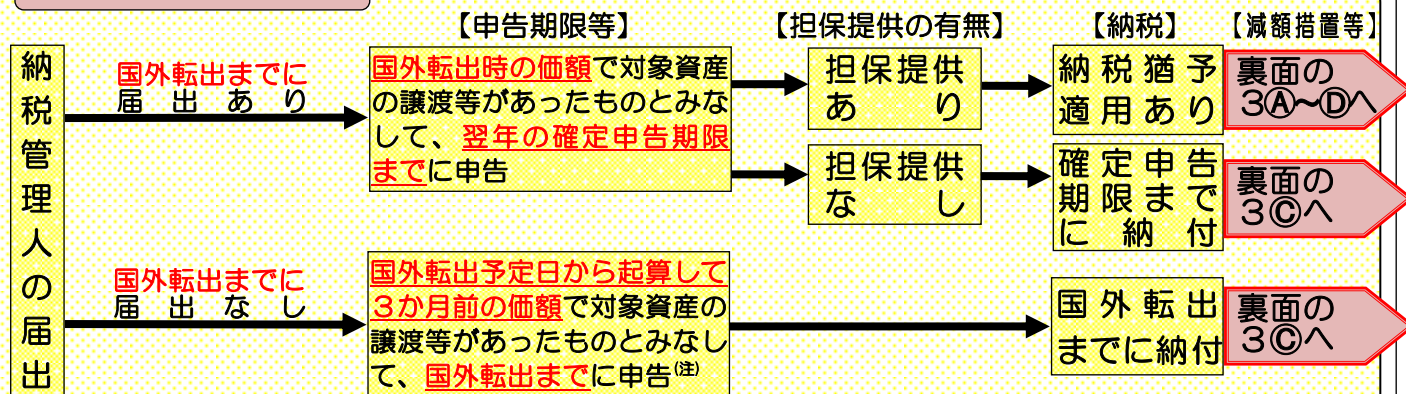
国外転出時において、(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- (1) 所有等している対象資産の価額の合計が1億円以上であること。
- (2) 原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有していること。

対象資産

有価証券（株式、投資信託等）、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引が国外転出時課税の対象資産となります。

1 申告納税手続等



(注) 国外転出後に納税管理人の届出をし、申告をするときは、国外転出時の価額で対象資産の含み益について譲渡所得等の申告をする必要があります。この場合には、原則として納税猶予の適用はありません。



税務署

平成29年2月

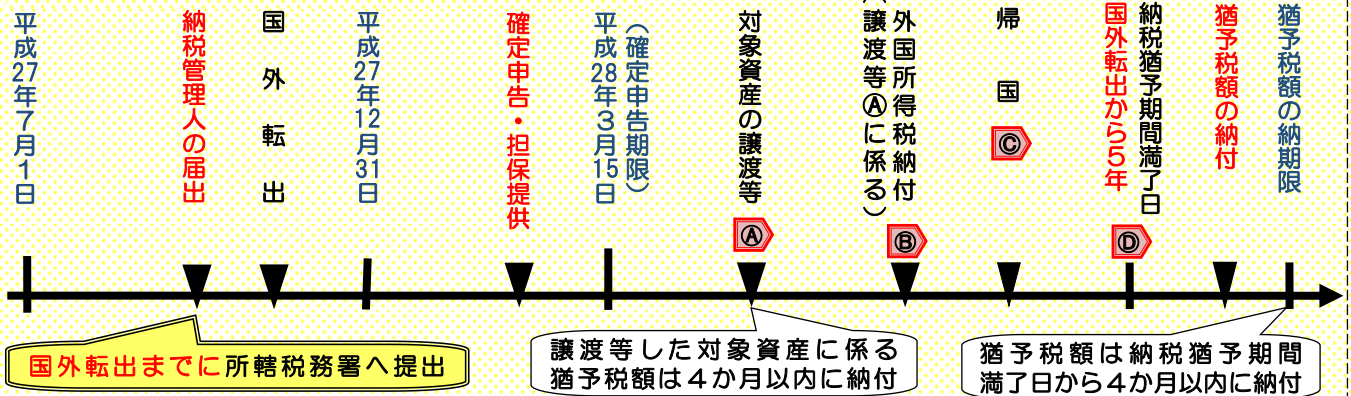
この社会あなたの税がいきている

2 納税猶予制度

国外転出時までに納税管理人の届出をした方は、確定申告期限までに確定申告書の提出をし、納税猶予分の所得税及び利子税の額に相当する担保を提供することにより、当該所得税の額について納税が国外転出から5年間猶予されます（猶予期間中は、各年の3月15日（土・日曜日の場合は翌月曜日）までに継続届出書の提出が必要です。）。また、長期海外滞在が必要な状況にある場合は、納税猶予期間の延長の届出をすることで、更に5年間納税猶予期間を延長することができます。

（注） 納税猶予期間中に対象資産を譲渡するなど一定の事由が生じた場合は、その事由が生じた対象資産に係る猶予税額（猶予されていた期間に対応する利子税の額を含みます。以下同じです。）をその事由が生じた日から4か月以内に納付しなければなりません。

【国外転出に当たっての納税猶予手続等の流れ】



3 各種減額措置等

上記2の納税猶予制度の適用を受ける場合は、次の(A)～(D)の減額措置等の適用を受けることができます。ただし、納税管理人の解任をした場合や担保不足が生じた場合には、猶予税額の納付が必要になり、減額措置等の適用もなくなります。

	国外転出後の状況	減額措置等	必要な手続
(A)	譲渡等の際の対象資産の価額が国外転出時よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について、国外転出時課税により課された税額を減額できる。	譲渡等の日から4か月を経過する日までに更正の請求
(B)	国外転出先の国の外国所得税と二重課税が生じる場合 （国外転出先の国において国外転出時課税分の税額が調整されない場合）	納税猶予期間中に対象資産を譲渡等した際、国外転出先の国で納付した外国所得税について、外国税額控除の適用を受けることができる。	外国所得税を納付することとなる日から4か月を経過する日までに更正の請求
(C)	納税猶予期間（5年又は10年）の満了日までに帰国した場合 （納税猶予の適用を受けず、国外転出から5年以内に帰国した場合も含む。）	国外転出時から帰国時まで引き続き有している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を取り消すことができる。	帰国した日から4か月を経過する日までに更正の請求
(D)	納税猶予期間が満了した場合	国外転出時から引き続き有している対象資産について、納税猶予期間が満了した時点で、対象資産の価額が国外転出時よりも下落しているときは、国外転出時課税により課された税額を減額できる。	納税猶予期間の満了日から起算して4か月を経過する日までに更正の請求

4 国外に居住する親族等へ対象資産の贈与等を行う場合

平成27年7月1日以後、贈与者（原則として贈与の日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有している者で、かつ、贈与時において表面の「対象資産」を1億円以上所有等している者に限ります。）が、国外に居住する親族等へ表面の「対象資産」の全部又は一部（以下「贈与対象資産」といいます。）の贈与を行うときは、贈与者が贈与時において、贈与対象資産を譲渡等したものとみなし、贈与対象資産の含み益に所得税が課税されます。

また、国外に居住する相続人等が、被相続人（原則として相続開始日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有している者で、かつ、相続開始時において表面の「対象資産」を1億円以上所有等している者に限ります。）から、相続又は遺贈により、表面の「対象資産」の全部又は一部（以下「相続対象資産」といいます。）を取得するときは、被相続人が相続開始時に相続対象資産を譲渡等したものとみなし、相続対象資産の含み益に所得税が課税されます。

それぞれの対象となる方は、所得税の確定申告（相続又は遺贈の場合は準確定申告）等の手続を行う必要があります。

- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報を提供しております。
- このリーフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。